

15年度改正後

## 相続税と贈与税の税率及び控除

### 相続税

#### 〔税率表〕

(平成15年1月1日以後の相続)

各法定相続人の取得金額	税率
～ 1,000万円	10%
～ 3,000万円	15%
～ 5,000万円	20%
～ 1億円	30%
～ 3億円	40%
3億円超	50%

#### 〔基礎控除(改正なし)〕

全法定相続人が取得した遺産総額に対し、

5,000万円

+ (1,000万円 × 法定相続人数)

### 贈与税(相続時精算課税)

(平成15年1月1日以後の贈与)

#### 〔税率表〕

課税価格	税率
〔非課税枠を超える部分について〕	一律 20%
(相続時に精算)	

#### 〔特別控除(非課税枠)〕

2,500万円 〔限度額まで  
複数回使用可〕

〔住宅取得資金等の贈与の場合〕  
3,500万円  
(1,000万円の上乗せ)

### 贈与税(暦年課税)

#### 〔税率表〕

(平成15年1月1日以後の贈与)

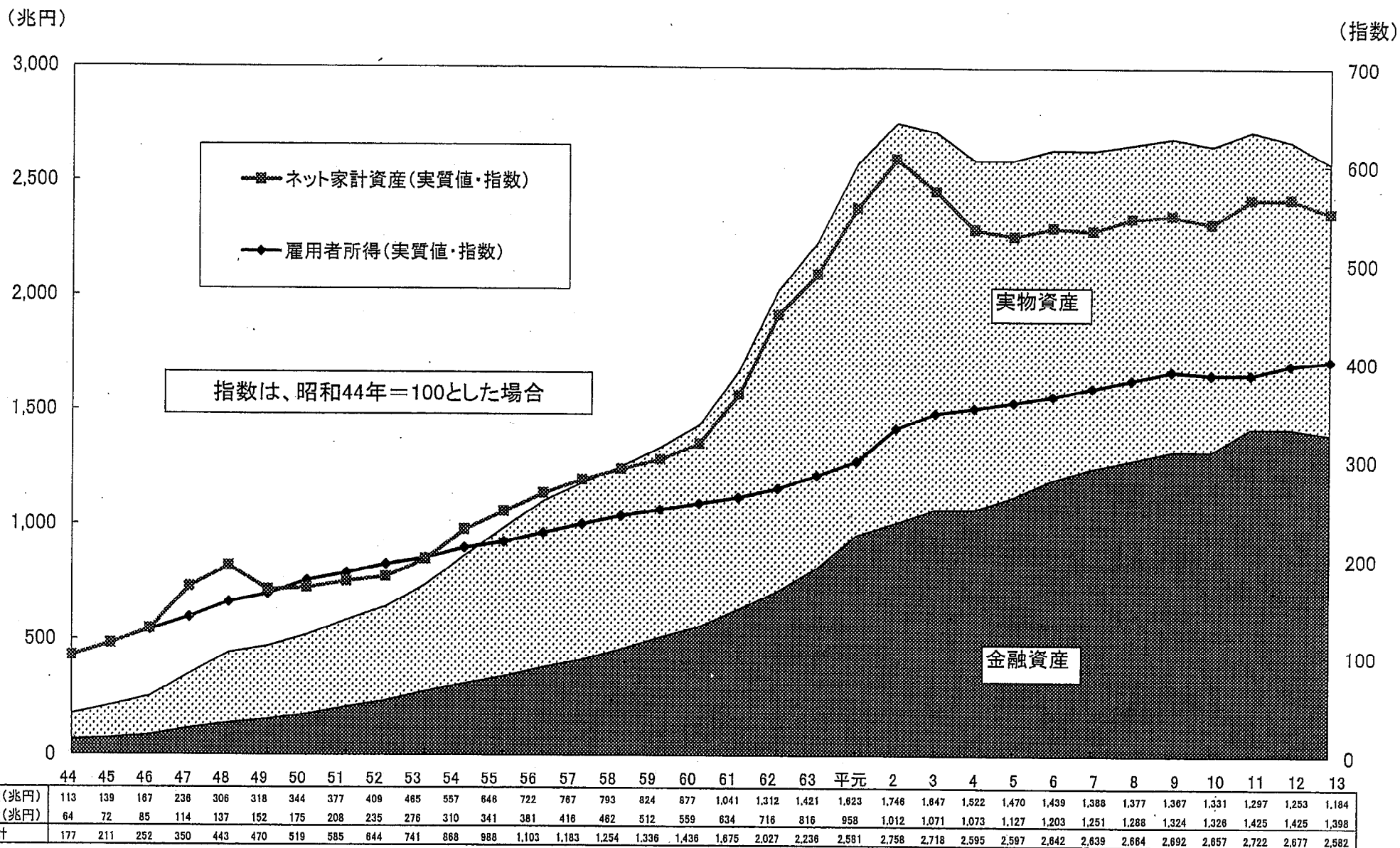
課税価格	税率
～ 200万円	10%
～ 300万円	15%
～ 400万円	20%
～ 600万円	30%
～ 1,000万円	40%
1,000万円超	50%

#### 〔基礎控除(改正なし)〕

各受贈者に対し、

110万円(毎年)

# ○ 家計資産残高等の推移



(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。  
 「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算年報」より作成(平1までは68SNA、平2以降は93SNAによる。)